

静岡市ふるさと応援寄附金返礼品等取扱事業者募集 Q & A

No.	項目	該当箇所	質問	回答	
1	募集要項	P4 2 募集条件	<p>(4) 費用負担 ア 返礼品代及び送料は、原則として本市が負担する。なお、返礼品等のサイズ、性質等によっては、取扱事業者に一時的に送料の立替払いが生じる場合がある。 イ 返礼品の出荷実績に基づき、委託事業者から取扱事業者へ返礼品代金を支払う際の金融機関振込手数料は、取扱事業者の負担とする。 (返礼品1件毎ではなく、1か月分の返礼品代金合計額に対し1回分の振込手数料) ウ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合に、かかる費用は、取扱事業者の負担とする。ただし、商品の品質低下等の原因が、配送業者の責に帰すものである場合を除く。 エ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。</p>	<p>振込手数料や再配送時の送料等、募集要項P4「2募集条件」(4)費用負担に記載のあるもの以外で、ポータルサイト掲載料やシステム利用料など、返礼品取扱事業者が負担する費用はありますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
2	募集要項	P4 2 募集条件	<p>(4) 費用負担 ア 返礼品代及び送料は、原則として本市が負担する。なお、返礼品等のサイズ、性質等によっては、取扱事業者に一時的に送料の立替払いが生じる場合がある。</p>	<p>送料について、取扱事業者に送り状が送付されるため、送料負担がないということでしょうか。もしくは、送り状は取扱事業者が発行し発送後取扱事業者から市へ請求するのでしょうか。</p>	<p>返礼品の発注・発送等については、取扱事業者として決定された後、委託事業者から詳しい説明があります。 (参考：送り状発行システムに対応した宅配事業者を利用する場合は発注商品及び送付先データが記載された送り状が取扱事業者あてに届きます。送り状発行システムに対応していない宅配事業者を利用する場合は、取扱事業者様が送り状を作成のうえ、送料を一時的に立替払いいただきます。)</p>
3	募集要項	P2 2 募集条件	<p>(2) 返礼品について イ 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）及び令和2年7月16日付総務省市町村税課通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」に適合するものであること。</p>	<p>静岡市内の事業所において、企画・設計・金型おこしを行い、海外で製造し、稼働検査・検品・梱包を静岡市内の事業所で行っている商品について、静岡市の返礼品として応募することは可能でしょうか。</p>	<p>提案予定の商品が募集要項の募集条件を満たしているかについて、事業者様において十分にご検討ください。 募集いただきました商品につきましては、【総務省告示 地場産品基準】等を踏まえ、本市審査委員会において個々の案件ごとに判断することになりますので、提案書に企画・製造の工程等について詳細をご記入ください。</p>
4					
5					